

# 全日本中学生ホッケー選手権大会 内規事項

## 1. 全国大会参加資格について

(1) 当該年度において、(公益社団法人日本ホッケー協会への登録、チーム単位（中学校名及び地域スポーツ団体（以下：クラブチーム））での登録を完了し、本大会の参加については<sub>※1</sub>チーム代表者の承認を得られたチームとする。また、中学校部活動チームのみ、人数の関係で合同チームを編成して参加することを認める。その場合は、次の①～⑦の条件をすべて満たしているチームとする。

- ① (公社) 日本ホッケー協会に登録を完了した学校の合同チームであること。
- ② 各都道府県中学校体育連盟に加盟をしているチームは、各県の合同チームに関する規定（規約）等に則り編成されたチームであること。
- ③ 合同チームとして組織的・計画的に練習等を行っていること。
- ④ 本大会への参加については、該当校すべての学校長の承認を得られること。
- ⑤ チーム名は学校名の列記とし、チームの所在が分かる名称とする。
- ⑥ 合同チームにおける「監督」「コーチ」の氏名・職名・所属校（勤務先）を明記する。  
なお、合同チームの「監督」は、いずれかの学校の教員または部活動指導員とする。
- ⑦ 合同チームを希望する場合は、毎年5月中旬まで（第1回日本ホッケー協会U15カテゴリー部会の開催まで）に各ブロックの常任委員を通じて事務局へ申請をおこない、常任委員会の承認を得ること。

※1：中学校の場合は学校長、クラブチームの場合は、何かあった場合に主として対応できる責任者

(2) クラブチームの参加については都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。また、以下の①～⑧の条件を具備すること。

- ① (公財) 日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- ② 生徒の年齢及び修業年限が我が國の中学校と一致している（中学校に在籍をしている）こと。
- ③ クラブチームにあっては、日常継続的に代表者もしくは<sub>※2</sub>指導資格を有する指導者の指導のもとに、活動が適切におこなわれていること。また、監督またはコーチのどちらかは<sub>※2</sub>指導資格を有すること。
- ④ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守している。
- ⑤ クラブチームで大会に参加をする及び登録をしている選手は、在籍中学校での大会参加は認めない。  
(二重登録は認めない)
- ⑥ クラブチームの登録選手は、一旦提出された登録名簿から年度途中にチームを変更することはできない。（少なくとも全国大会終了まではできない。）但し、新規登録はこの限りではない。※新規登録：どこのチームにも所属していないかったもの。
- ⑦ ブロック大会など全国大会につながる大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項等に協力をすること。
- ⑧ クラブチームでの参加を希望する場合は、毎年5月中旬まで（第1回日本ホッケー協会中学校部会の開催まで）に各ブロックの常任委員を通じて事務局へ申請をおこない、常任委員会の承認を得ること。

※2：JSPO（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者 コーチ3以上を有するもの）

(3) クラブチームが全国大会に参加した場合に守るべき条件

- ① 全国大会の開催基準を守り、大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- ② 参加に際しては責任ある代表者・指導者は引率をおこなうこと。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ③ 大会に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。
- ④ クラブチームの出場は1チームのみとする。（複数チーム、合同チームの参加はできない）

(4) クラブチームの参加を認めない場合

- ① 大会の申し込みに際して、参加条件に虚偽の内容が判明をした場合は参加を認めない。

## 2. 全国大会参加チーム数について

- (1) 参加チーム数は男女各 24 チームとする。
- (2) 地元開催地枠は、男女各 1 チームとする。
- (3) 前回の優勝チームのブロックに「優勝枠」を男女各「1」設ける。
- (4) 残りの男女各 22 チームについて、前年度 12 月末時点において、上記「1 大会参加資格」をもち、ブロック予選もしくは各都道府県予選などに出場したチームより、各ブロックに比例配分する。ただし、大会参加資格を持つチームがブロック内にあるが比例配分が「1」に満たない場合には最低 1 チームは優先的に配分する。なお、「同部会協力金」未払いのチームは除外し比例配分をおこなう。また、比例配分の結果、同じ数値になった場合は、第 2 回常任委員会で抽選により枠を決定する。
- (5) 以上により、各ブロックの全中参加チーム数は、前年度末におこなう常任委員会で決定をする。ただし。各ブロックの都合により参加枠の全部または一部を返上した場合には、その取り扱いについて常任委員会で決定をする。
- (6) 各ブロック大会を実施し、決定されたブロック参加枠にしたがって参加チームを決定する。なお、各都道府県の参加チーム数の上限は「2」とする。また、各ブロックの参加チーム数の上限は（地元開催地枠・前回優勝チーム枠を除いて）「4」とする。地元開催地枠は各都道府県の上限には含まない。
- (7) ブロックは、北海道・東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州の 8 つとする。

## 3. 全国大会開催地の決定について

以下の方法で常任委員会にて本大会開催地を決定する。

- (1) 各ブロックの持ち回りで開催地を決定する。持ち回りの方法については日本中学校体育連盟のブロック開催地と同じとする。  
九州ブロック→中国ブロック→近畿ブロック→関東ブロック→東海ブロック→北海道・東北ブロック→四国ブロック→北信越ブロック
- (2) 常任委員を中心に各都道府県協会と連携をして各ブロックで候補地を決定し、常任委員会に報告する。
- (3) 日本ホッケー協会中学校部会事務局を中心に該当都道府県協会に依頼をする。
- (4) 開催を希望する都道府県には以下の①～⑤を要望する。
  - ① 同一会場で 4 コート確保できる。（人工芝（WB）が望ましい）ただし、不可能な場合はその限りではない。
  - ② 宿泊施設へのアクセスが 1 時間以内であることが望ましい。
  - ③ 開催にあたり大会の実行委員会組織・運営能力がしっかりとしていること。  
開催を希望する都道府県が複数ある場合は上記のことを基準として、常任委員会で決定する。また、全国大会を開催することで、ホッケー場の新設、人工芝の張り替え、大会の誘致やリハーサル等、追い風になる場合は、優先的にその都道府県を開催地とする。

## 4. 全国大会の組み合わせ抽選について

- (1) 3 チームにより予選リーグをおこない、各ブロック上位 2 チーム（計 16 チーム）による決勝トーナメントをおこなう。
- (2) 予選リーグの組み合わせは、次のことを考慮する。
  - ① 各ブロックの 1 位と開催地枠チームを同一リーグに入れない。ブロック予選をおこなわざ無条件で 1 位となったチームはこの限りではない。ただし、同一リーグに 1 位チームが 2 つ入る場合がある。（8 ブロック + 開催地枠 1 つで「9」となり、8 つのリーグでは入りきらない場合）
- (3) 決勝トーナメント一回戦は、予選リーグの 1 位と 2 位のチームが対戦をするようにする。

## 5. 本内規事項は令和 5 年度の大会より適用する。

令和 6 年 2 月 24 日に一部改正